平成２７年（フ）第７５２号
仙台市青葉区愛子東２丁目３番63号　ウエックコート愛子東２－１
破産者　佐藤はる子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
福島市笹木野字北中谷地８番地の14
破産者　丹治ヨシ子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３４号
福島県郡山市富久山町久保田字水口90番地　サトウハイツＡ101号
破産者　加藤　静枝
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第４３０号
横浜市南区永田南１丁目２番31―105号
破産者　小田切三夫
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６００号
横浜市青葉区奈良３丁目１番地５　クラール青葉204
破産者　河村　晃宏
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０６号
横浜市神奈川区神大寺２丁目11番５号　グリーンハイツ神大寺Ⅱ103号
破産者　濱岡　善弘
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
岐阜県各務原市蘇原古市場町４丁目61番地（エスポワールＭＳ102号）
破産者　高坂　昇吾
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
岐阜県羽島市舟橋町本町５丁目47番地　（ハピネス千代Ⅱ201号室）
破産者　中安恵利華
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４７号
岐阜市粟野西８丁目26番地
破産者　衣笠　節子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４８号
岐阜市粟野西８丁目26番地
破産者　衣笠　　巴
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６６号
静岡県富士市今泉１丁目17番11号
破産者　富田　和彦
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５６号
静岡県袋井市豊沢1297番地の２
破産者　花枝　一成
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
鳥取県米子市永江881番地55―１棟423号
破産者　柳**原**　卓也
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１２号
熊本県八代市松江本町２番21号、破産開始決定時の住所熊本県八代市袋町５番19号
破産者　笠野　芳弘
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第１３号
熊本県八代市松江本町２番21号、破産開始決定時の住所熊本県八代市袋町５番19号
破産者　笠野　照子
1　決定年月日　平成28年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５２６号
静岡県焼津市石津385番地　ヴォヤージュ・ＨⅡ103号
破産者　山本　吉伸
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６７号
大分市大字佐賀関1380番地の２
破産者　木村　憲一
1　決定年月日　平成28年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２２５７号
札幌市厚別区大谷地東３丁目３番３－405号
破産者　関口美枝子
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５８号
札幌市中央区盤渓232―10―２Ｆ－２号　久米方、開始決定時の住所札幌市豊平区平岸１条５丁目２番22号　ミエコーポ６号
破産者　畑野　耕一
1　決定年月日　平成28年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部